

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、
次の①または②に該当する方は、
令和3年度国民健康保険税が減免 となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方

保険税 が 全額免除 となります

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

● 具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります

減免額は、減免対象保険税額 (A×B/C) に減免割合 (D) をかけた金額

減免対象の保険税額 (A×B/C)

- A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかると前年の所得額
C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 300万円以下の場合：全部 (10分の10)
400万円以下の場合：10分の8
550万円以下の場合：10分の6
750万円以下の場合：10分の4
1,000万円以下の場合：10分の2

※ご自身が減免の対象となるかご不明な点がございましたら、役場税務課までお問い合わせください。

町税は“渡島信金鹿部支店・北海道内の ゆうちよ銀行”でも納付できます！

町税（固定資産税・町道民税・軽自動車税・国民健康保険税）は、役場から送付しました『納税通知書』があれば役場庁舎だけではなく、下記金融機関においても納付できます。ぜひご利用ください。

- 渡島信用金庫鹿部支店
- 北海道内のゆうちょ銀行（郵便局）



※お問い合わせ先 役場税務課 (TEL: 7-5292)